

安来市建築物等関連事業に係る補助金代理受領制度要綱

令和6年1月12日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が交付する建築物等関連事業（次条各号に掲げる告示に規定する事業をいう。以下同じ。）に係る補助金を申請する者（以下「申請者」という。）の一時的な負担を軽減するため、建築物等関連事業に係る契約を締結した者（以下「工事施工者等」という。）が、申請者の委任を受けて当該補助金の交付の請求及び受領を行う場合（以下「代理受領」という。）の手続について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領を利用することができる補助金)

第2条 次に掲げる告示に規定する補助金の交付請求及び受領については、この告示に定めるところにより代理受領を利用することができる。

- (1) 安来市木造住宅耐震化等促進事業補助金交付要綱（平成28年安来市告示第41号）
- (2) 安来市老朽危険空き家等除却助成事業補助金交付要綱（平成28年安来市告示第53号）
- (3) 安来市ブロック塀等安全確保助成事業補助金交付要綱（令和元年安来市告示第38号）
- (4) 安来市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（令和3年安来市告示第116号の2）

(用語の定義)

第3条 この告示における用語の意義は、前条各号に掲げる告示において使用する用語の例による。

(届出)

第4条 建築物等関連事業の補助金の交付の請求及び受領において代理受領を利用しようとする申請者は、補助金交付申請書を提出する際に代理受領事前届出書(様式第1号。以下「事前届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

(事前届出の確認)

第5条 市長は、前条に規定する事前届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、補助金交付決定通知書による交付決定の通知をする際に代理受領事前届出確認通知書（様式第2号。以下「届出確認通知書」という。）により当該届出書を提出した申請者に通知するものとする。

（届出の取下げ）

第6条 事前届出書を提出した申請者が、当該事前届出書を取り下げようとするときは、建築物等関連事業の実績報告書を提出するときまでに代理受領事前届出取下届（様式第3号。以下「事前届出取下届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が、建築物等関連事業の補助金交付申請を取り下げたときは、補助金交付申請取下願をもって前項の事前届出取下届が提出されたものとみなす。

（事前届出の内容の変更等）

第7条 届出確認通知書により通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第4条の届出の内容に変更が生じる場合は、代理受領届出変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する代理受領届出変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、代理受領届出変更確認通知書（様式第5号）により当該届出を提出した補助事業者に通ずるものとする。

3 前項の代理受領届出変更確認通知書による通知をした場合において、第11条第2号中「届出確認通知書」とあるのは、「代理受領届出変更確認通知書」と読み替えるものとする。

（代理受領の委任）

第8条 補助事業者は、建築物等関連事業の実績報告書を提出する前までに、代理受領に係る委任状（様式第6号。以下「代理受領委任状」という。）を市長に提出することにより補助金の交付の請求及び受領を工事施工者等に委任することができる。

（工事施工者等から補助事業者へ請求する工事費等の確認）

第9条 工事施工者等は、次条第2項の規定により受領する補助金の額に相当する額を、建築物等関連事業の工事費等として補助事業者へ請求する金額から控除す

るものとする。

2 工事施工者等は、建築物等関連事業の工事費等として補助事業者から受領した金額について領収書を補助事業者に交付するものとする。

3 補助事業者は、前項の領収書の写しを建築物等関連事業の実績報告書に添付して市長に提出するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第10条 代理受領委任状により補助事業者の委任を受けた工事施工者等は、補助事業者が建築物等関連事業の補助金額確定通知書により通知を受けた後、代理受領に係る補助金交付請求書(様式第7号。以下「代理受領補助金交付請求書」という。)により市長に補助金の交付を請求することができる。この場合において、代理受領補助金交付請求書の提出をもって建築物等関連事業に係る補助金交付請求書の提出があったものとみなす。

2 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を工事施工者等に交付するものとする。

3 代理受領補助金交付請求書による請求金額は、補助金額確定通知書の金額とし、分割することはできない。

(利用の取消し)

第11条 市長は、補助事業者又は工事施工者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理受領の利用を取り消すことができる。

(1) 建築物等関連事業の補助金の交付決定を取り消した場合

(2) 届出確認通知書の受領の確認ができない場合

(3) 虚偽の届出その他不正の行為があると判明した場合

(4) 法令又はこの告示に違反した場合

(5) その他市長が代理受領の利用を不相当と認めた場合

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により代理受領の利用を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、第2条に掲げる告示の定めるところにより、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定め

る期限までに返還しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業者及び工事施工者等は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月25日告示第24号の4)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。